

意見書案第2号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に関する
意見書について

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣へ提出するものとする。

平成30年6月20日提出

尼崎市議会議員	北	村	保	子
同	杉	山	公	克
同	西	藤	彰	子
同	蛭	子	秀	一
同	佐	野	剛	志
同	小	村		潤
同	綿	瀬	和	人
同	須	田		和

(別 紙)

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に関する
意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子供たちをはぐくむ学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、すべての子供たちに保障された権利です。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、政府におかれては、平成31年度政府予算編成において、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級の着実な推進をはかること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月 日

尼崎市議会議長

丸岡鉄也

衆議院議長	大島理森
参議院議長	伊達忠一
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎
総務大臣	野田聖子
文部科学大臣	林芳正